

貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書  
( 年 月分)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報 告 者：  
名 称 及 び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

責任者記名押印  
又 は 署 名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名(電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：百万円)

本邦貨物輸入に 関する元受保険	本邦貨物輸出等に関する元受保険		貨物保険にかかる 事業費率(%)
	受取保険料	支払保険金	

- (記入要領) 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名又は押印」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
- 3 本邦貨物輸出等及び輸入に関する元受保険の受取保険料及び支払保険金は、居住者及び非居住者との受払いを合算して記入すること。
- 4 「本邦貨物輸出等に関する元受保険」欄には、本邦からの輸出貨物のほか三国間貨物の輸送事故を担保する保険契約に基づく保険料の受取額及び保険金の支払額を含めて記入すること。
- 5 円以外の通貨は円に換算の上、記入すること。
- 6 「貨物保険に係る事業費率」欄には、前事業年度における保険料収入に占める事業費の割合を、同事業費率を算出した月にのみ記入すること。

**「貨物の輸出入等に係る保険に関する報告書」記入の手引**  
(直近改訂時点：2013年 4 月)

**1. 報告を要する者**

本邦にある損害保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等をいい、非居住者との間の貨物の輸出入または外国相互間の移動に係る保険契約に関する業務を行う者に限る）

**2. 報告の根拠となる法令条文**

報告省令第28条

**3. 報告書の提出先と照会先**

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 60番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧を参照

**4. 報告書に計上する期間**

毎月中（1日～月末日）

**5. 報告書の提出期限**

翌月20日まで。

—— 提出期限が休日（日本銀行の営業日以外の日をいう。以下同じ）の場合は、休日の前日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

**6. 提出部数**

1部

**7. 報告書に記入する金額単位と使用する換算レート**

(1) 金額単位：百万円(単位未満四捨五入)

(2) 円以外の通貨を円に換算する場合のレート：報告省令レート

**8. 報告の対象**

貨物の輸出入や三国間貿易に係る保険契約（非居住者のほか居住者との保険契約も含む）に基づく保険料又は保険金の受払の状況。報告者の海外代理店等の取扱分を含めるが、報告者の海外支店と同支店の代理店の取扱分は含めないこと。

**9. 記入の方法と留意点**

(1) 「報告対象年月」及び「報告年月日」欄

イ. 西暦とすること。

ロ. 報告年月日は日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループに提出する日（郵送の場合は発送日）とすること。

- (2) 「名称及び代表者の氏名」欄  
代表者とは会社を代表する取締役等のこと。氏名の冒頭に役職名（代表取締役社長等）も付記すること。押印は不要。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄  
報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基き選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり肩書は問わない。使用する印鑑は報告者の内部規定に基づき決定すること。署名（自署）した場合は、押印不要。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄  
イ. 担当者は、本報告書に関する照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。  
ロ. 電話番号はできるだけ直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。
- (5) 「本邦貨物輸入に関する元受保険・受取保険料」欄  
諸返戻金、諸手数料、利益戻し、諸税、留保金、留保金利子及び諸費用を控除したものを記入すること。
- (6) 「本邦貨物輸出等に関する元受保険・受取保険料」欄  
イ. 居住者同士の輸出等に係る受取保険料は除くこと。  
ロ. 諸返戻金、諸手数料、利益戻し、諸税、留保金、留保金利子及び諸費用を控除したものを記入すること。
- (7) 「本邦貨物輸出等に関する元受保険・支払保険金」欄  
居住者同士の輸出等に係る支払保険金は除くこと。
- (8) 「貨物保険に係る事業費率」欄  
イ. 前事業年度における保険料収入に占める事業費（貨物保険に係るものに限る）の割合を記入すること。  
ロ. 事業費とは一般管理費、損害調査費、営業費、諸手数料等をいう。  
ハ. 本欄には事業費率を算出した月の報告書にのみ記入すること。
- (9) 本報告の対象となる保険料及び保険金の支払等の実績がない場合には、本報告書の提出を要しない。本報告の対象となる保険料及び保険金の支払等の実績はあるものの、報告単位金額に満たない場合には、「0」と記入のうえ報告すること。  
—— なお、貨物保険に係る事業費率を算出した月に本報告書の提出を要しなかった場合には、翌月以降本報告書の提出が必要となった月の報告書に、算出した事業費率を記入すること。